

『4月からパブリック・コメント 民法債権部会が中間試案を決定』

法制審議会民法（債権関係）部会は2月26日に開催した第71回会議で、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」を決定した。法務省は試案について、4月1日から6月3日までパブリック・コメントの手続きを実施する。手続きの詳細は、受付期間開始後に電子政府の総合窓口（e-Gov）のホームページ上で公表する。

また、今後、事務当局の文責で、各項目に説明を付した2種類の文書を作成することを明らかにした。一つはポイントを要約して説明する「中間試案（概要付き）」。もう一つは詳細な説明を加える「中間試案の補足説明」。これらの文書も、準備ができ次第、電子政府の総合窓口のホームページで公表する。中間試案は債権の譲渡に関する規定を見直し、**大手企業が下請け企業に対し債権譲渡を一時的に禁止できないようにした**。これには中小企業の資金調達を助ける狙いがあり、**下請け企業が発注元から支払いを受ける権利を第三者に売却しやすくなる**。このほか試案は（1）中小企業に対する融資を個人が保証する場合は経営者に限定（2）遅延損害金などに適用される法定利率を現行の5%から3%に引き下げた上で変動制を導入（3）業種ごとに定められている代金請求に関する短期の時効を廃止——などを盛り込んだ。

『変化する「正社員以外」労働契約にどう対応するか』

政権交代以後、景気低迷による人件費抑制圧力が弱まりつつあるが、それでも一足飛びの雇用環境の改善とはいかないのが現実だ。

特に中小企業では業績改善が必ずしも進んでいないため、安易に雇用調整ができない上、福利厚生面で費用のかかる正社員より派遣社員や契約社員にシフトする傾向に歯止めがかかっていない。

昨秋の派遣法改正に続き、4月には改正労働契約法が施行される。「正社員以外」の労働者を保護する機運が高まり続けている状況下、改正の内容についてはしっかり押さえておく必要があるだろう。主な改正点は、（1）**有期労働契約が繰り返し更新され5年を超えたときは、労働者の申込みにより無期労働契約に転換できること**（2）**正社員と有期労働契約者との間で、期間の定めを理由にした不合理な相違が認められないこと**（3）**一定の場合は使用者による雇止めが認められないこと**、となる。（3）については昨年から施行されているが、（1）と（2）は4月1日施行となる。有期契約を繰り返し更新し、事実上期間の定めのない契約となっている労働者を保護する意味合いもあるこの改正の主旨を理解しておかないと、後々大きな労使間トラブルにもなりかねないので注意が必要だ。

